

議案第 6 4 号

交野市こどもの医療費の助成に関する条例及び交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

交野市こどもの医療費の助成に関する条例及び交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 2 年 9 月 2 日 提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 精神病床の入院を助成対象としたいため。

交野市こどもの医療費の助成に関する条例及び交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

交野市こどもの医療費の助成に関する条例及び交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(交野市こどもの医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 交野市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ただし書を削る。

(交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは生活療養に係る給付又は精神病床への入院」を「又は生活療養」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の交野市こどもの医療費の助成に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の交野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定については、この条例の施行日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例による。